

大分県森林環境税報告書

～これまでの検証と今後のあり方～

平成22年8月

大分県森林づくり委員会

目 次

はじめに	1
I 森林環境税導入の経緯	2
II 森林環境税収の状況等	3
III 税を活用した取組	5
IV 森林環境税についての県民の意識	11
V 税導入後5年目を迎えた現状と課題	13
VI 森林環境税のあり方	17
VII 森林環境税の使途のあり方	18
資 料	

はじめに

大分県は、平成18年度に県民の理解と協力の下に、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成のための財源を確保するため「森林環境税」を導入しました。

以来、税収を活用し、「県民意識の醸成」、「環境を守り、災害を防ぐ森林づくり」、「持続的経営が可能な森林づくり」、「遊び、学ぶ森づくり」の四つの柱に基づき施策が展開されてきました。本年度は、税導入後5年目を迎え、これまでの税収の状況、税や施策についての県民の意見、使途事業の実施状況とその成果について「大分県森林づくり委員会」で検証を行いました。委員会は、税導入以来、県民提案事業の審査や税を活用した施策の調査審議を担っており、学識経験者の他、森林に関係する幅広い分野で活躍の17名の委員で構成されています。

検証のための委員会を4回開催するとともに、現地視察を実施しました。委員会ではこれまでの税収使途事業の成果と事業実施後もなお残されている課題のみではなく、税導入後に顕在化し深刻化している課題についても検討を行い、審議の内容を広く公開することに務めました。また、検証作業の中では、次世代に豊かな森林と木のある暮らしを継承するために、土砂災害のリスクを低下させるために、そして林業が重要産業である大分で森林資源が持続的に確保されるために等、多様な観点から審議を重ねてきました。

その結果、森林環境税を継続し、税導入所期の目的である森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成のための施策が引き続き進められるべきであるとの結論に至りました。また、継続にあたって、「県民生活を守り、地球環境の保全につながる森林づくり」を大きなテーマとして掲げ、県民が事業内容と成果を理解しやすいように、事業を三つの柱に整理再編すべきであるとの結論を得ました。

本報告書は、「大分県森林づくり委員会」におけるこうした検討内容をまとめたものです。

近年、温暖化の深刻化や生物多様性の低下などの地球環境問題が叫ばれる中で、森林が有する多面的機能への期待はますます高まっています。森林は、持続可能な社会を支える基盤ともいえます。すべての県民の理解と参加の下で、森林環境税収事業が効果的に展開され、林業の振興を含め、森林と人間との関係を再生する道が切り拓かれることを強く切望します。

平成22年8月

大分県森林づくり委員会
委員長 佐藤 宣子

I 森林環境税導入の経緯

平成14年10月、九州地方知事会は、森林整備のための税制のあり方についての研究を開始し、平成16年に報告書を発表した。

これと並行する形で、大分県では、平成15年 9月に県庁内に森林環境税に関する研究会を設置・検討を行い、森林環境税の有効性を確認した。

これらの検討結果を踏まえて、平成16年 5月に、学識経験者等で構成する大分県森林環境税制懇話会が設置され、森林環境税の意義や税収の使途などについて専門的かつ幅広い見地から議論された。

森林は、水資源のかん養や土砂流出の防止、生活環境の保全、地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しているが、林業生産活動の停滞等に伴う荒廃森林の増加により、それらの機能が低下してきている。また、森林を身近に感じることの少ない生活様式への変化などにより、森林に関する県民の意識、関心が希薄になっている。

このため、県民が森林の機能及び大切さを十分に理解し、森林は県民共通の財産であるという認識に立ち、すべての県民が恩恵を受けている森林を、県民中心、県民参画の理念のもと、県民全体で支える社会システムの構築が提案された。

一方で、県は財政事情が厳しいため、行財政改革に取り組みながら森林・林業施策を展開しており、新たな施策のための財源確保が極めて厳しい状況にあった。

このようなことから、税制懇話会は、森林保全のための既存施策を進める一方で、新たな森林づくりを行うための財源を確保するとともに、森林に関する意識の醸成を図るため、県民が等しく森林づくりを支援する仕組みとして、森林環境税の創設が有効との意見報告書を取りまとめ、知事に提出した。

報告書の中では、森林環境税収の使途の考え方として、

- ①地域で考え、地域で実践するなど県民主導で進める
- ②地域の独自性を尊重し、個性豊かな取組を支援する
- ③将来に夢を託せる実験的・研究的な活動を支援する
- ④税の使途や成果の公開等、透明性を確保する

の四点が示され、

具体的な使途として、

- ①県民意識の醸成
- ②環境を守り、災害を防ぐ森林づくり
- ③持続的経営が可能な森林づくり
- ④遊び、学ぶ森林づくり

の四つの提案があった。

この意見報告書を踏まえ、大分県では意見交換会や県民意見募集を経て、平成17年 3月に「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」いわゆる森林環境税条例を公布し、平成18年 4月 1日から施行した。

Ⅱ 森林環境税収の状況等

森林環境税については、平年度ベースで、個人は毎年度約53万人から約2億6千万円、法人は毎年度約2万6千社から約6千5百万円の税収があり、平成18年度から22年度の間個人・法人合計で約15億2千5百万円の税収があった（22年度は見込額）。

税収は、毎年度約3億2千万円であり安定的なことから、税収使途事業に計画的に取り組める財源となっている。

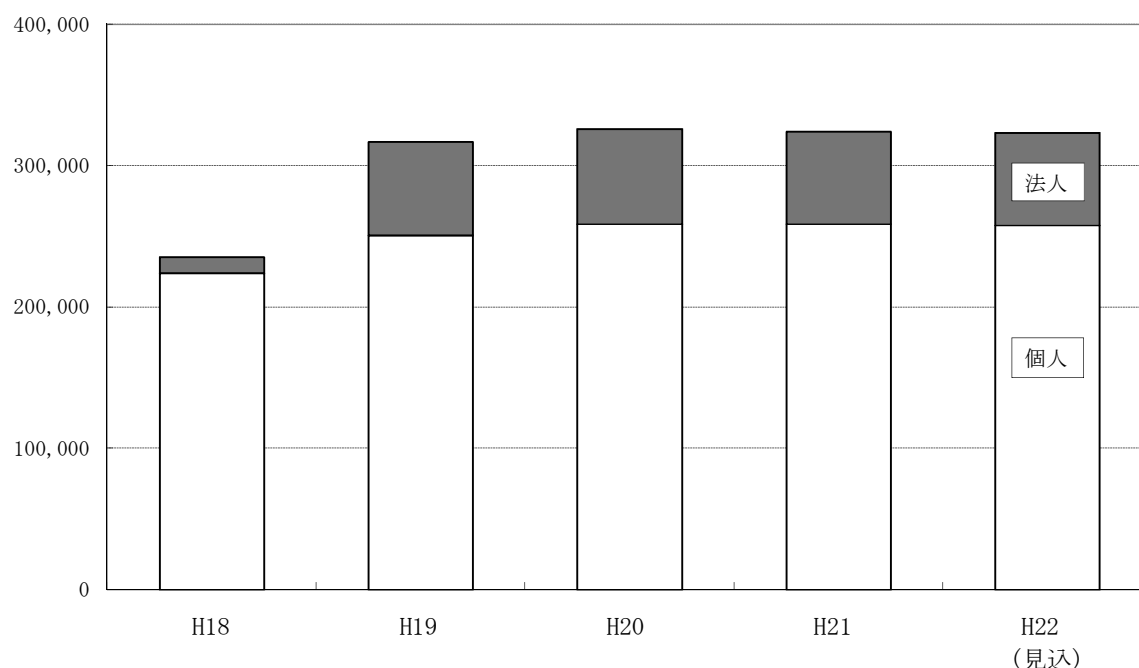
1 税 収

(単位:千円)

年度	個人		法人		合計
	税額(ア)	課税人員(人)	税額(イ)	法人数(社)	税額(ア)+(イ)
H18	223,801	521,201	11,567	3,731	235,368
H19	250,674	525,149	66,150	25,996	316,824
H20	258,540	529,866	67,652	25,866	326,192
H21	258,595	529,334	65,507	25,575	324,102
H22 (見込)	257,813	528,805	65,485	25,575	323,298
計	1,249,423	—	276,361	—	1,525,784

税収の推移

(単位:千円)



2 税 制

森林環境税は、県民税均等割の超過課税方式を採用しており、県民が広く薄く負担することから公平であり、また、既存の税制を活用しているため県民にわかりやすい簡素な税制となっている。

納税義務者及び税率は以下のとおり。

(1) 納税義務者

ア 個人…県内に住所を有する個人

ただし、以下の者は非課税

- ・生活保護法の規定により生活扶助を受けている者
- ・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者
- ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める額以下の者

イ 法人…県内に事業所を有する法人

(2) 税 率

ア 個人

年 額 500円

イ 法人

年 額 法人県民税（均等割額）の5%

法人の区分		森林環境税
資 本 金 等	1千万円以下	1,000円
	1千万円超 1億円以下	2,500円
	1億円超 10億円以下	6,500円
	10億円超 50億円以下	27,000円
	50億円超	40,000円

3 透明性の確保

税収は大分県森林環境保全基金として管理することにより、森林環境税の本来の目的に使われる仕組になっている。

また、基金の運用に関する情報を大分県情報センターにて開示している。

Ⅲ 税を活用した取組（平成18～21年度）【事業費910,729千円・100%】

大分県では、森林環境税創設時の大分県森林環境税制懇話会からの提言に即して、「県民意識の醸成」「環境を守り、災害を防ぐ森林づくり」、「持続的経営が可能な森林づくり」、「遊び、学ぶ森林づくり」の四つの施策を柱として、森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成のための事業が幅広く展開されてきた。

事業の実施にあたっては、県民主導、地域の独自性の尊重などの考え方から、広く県民からの事業提案を求め、当委員会や県下の地域毎に設置された森林づくり流域協議会での審査を経て実施されたものも多い。

以下、四つの施策ごとにと取組の成果を検証した。

1 県民意識の醸成

【事業費 140,761千円・16%】

森林に関する県民の理解や関心を高めるとともに、県民自らが森林づくりに参画する森林ボランティア活動等に対する支援が行われた。

(1) 主な取組と実績

- 県民総参加の森林づくりの推進
 - ・豊かな国の森づくり大会：4回、4,750人
- 森林や森林づくりに関する情報発信
 - ・新聞やホームページによる広報活動：161回
- 森林ボランティア活動の支援
 - ・ボランティア技術研修：24回、365人
 - ・企業参画の森林づくり：14社、17ha
 - ・森林づくりの提案（公募）：109団体、16,727人
- 森と海をつなぐ環境保全の取組
 - ・流木等の処理：6,393m³
 - ・溪畔林の整備：17ha

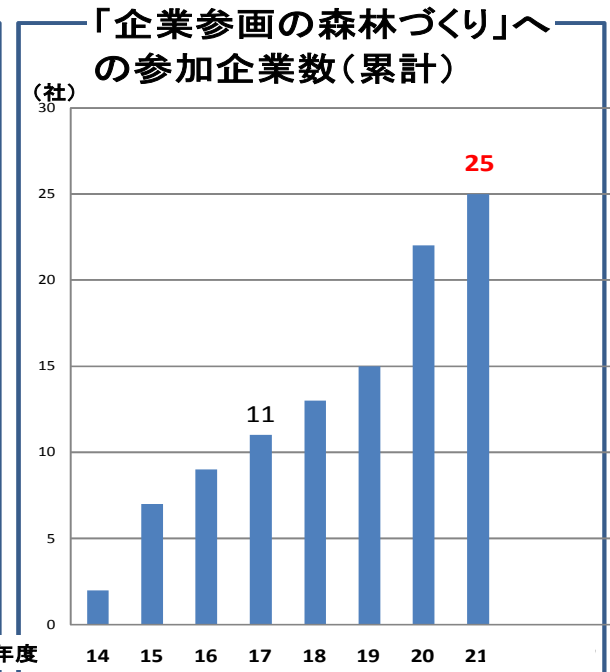
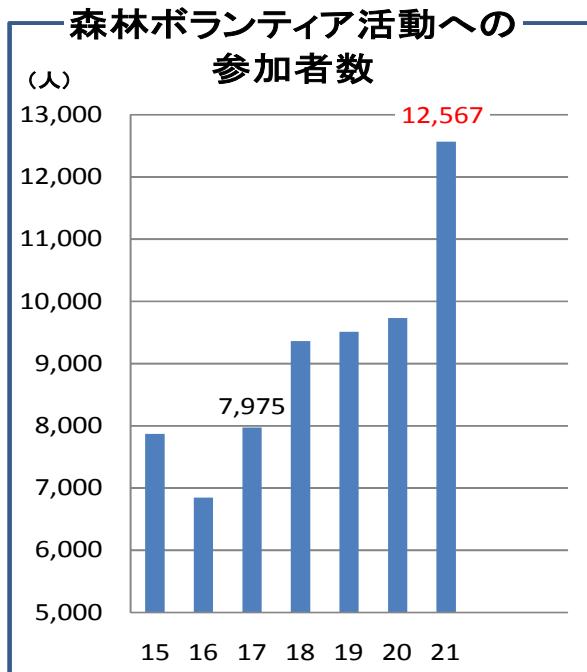




流木処理活動



企業参画の森林づくり



(2) 事業の成果

森林づくり活動への県民参画の輪が広がっている。

- ・年間の森林ボランティア活動への参加者が、7,975名から12,567名に増加
- ・森林ボランティア団体数が、38団体から46団体に増加
- ・「企業参画の森林づくり」への参加企業数が11社から25社に増加

2 環境を守り、災害を防ぐ森林づくり 【事業費 428,851千円・47%】

森林が有する公益的機能を回復し、持続的に発揮させるため、荒廃人工林における間伐等の森林整備や、荒廃竹林をはじめとした里山林の整備等に対する支援が行われた。

(1) 主な取組と実績

- 公益上重要な間伐放棄林の強度間伐による針広混交林への誘導
 - ・間伐放棄林の40%強度間伐：737ha
- 災害が懸念される再造林放棄地の早期植生回復
 - ・再造林放棄地の広葉樹植栽：98ha
- 荒廃した里山林や竹林の整備
 - ・荒廃竹林の伐採・整理：8ha
 - ・美しい里山づくりの支援（公募）：45箇所
- 森林のシカ被害防止対策の推進
 - ・防護柵の設置：3ha、2,050m

間伐放棄林の強度間伐



施工前（平成18年度）



施工後（平成22年度）
（広葉樹の生育が促進されている）

再造林放棄地の植栽

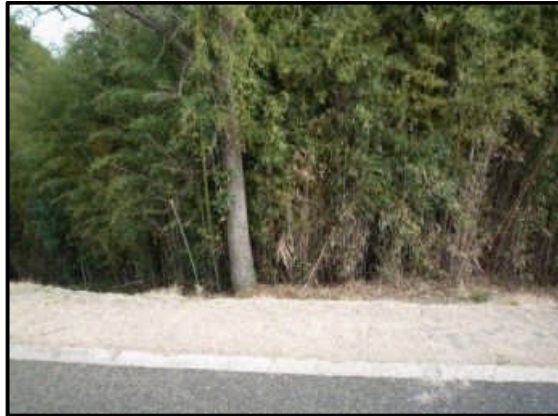


施工前（平成18年度）



施工後（平成21年度）

竹林整備



施工前



施工後

森林シカ被害の防止



防護柵

(2) 事業の成果

森林の機能回復が助長され、森林環境の保全や災害の未然防止が図られた。

3 持続的経営が可能な森林づくり

【事業費 266,301千円・29%】

県産材の利用促進は、林業生産活動の活性化や森林の整備につながるとともに、木材は再生産可能で、その利用は炭素貯蔵や二酸化炭素の排出削減等にも寄与することから、環境保全に貢献する。このことから、県産材の需要拡大や森林整備を担う林業労働者の育成、高耐久作業道の整備等に対する支援が行われた。

(1) 主な取組と実績

- 県産材の需要拡大のための普及活動や新たな用途開発
 - ・県産材木製品の街頭等への設置（公募）： 39箇所
 - ・県産材活用机・椅子の導入支援： 4,627セット
- 森林整備の効率化と担い手確保のための機械化の推進
 - ・林業機械リース料への助成： 124台
- 森林整備や木材生産に必要な作業道の整備
 - ・高耐久作業道等の整備： 7,650m



(2) 事業の成果

子どもたちが木に触れる機会が増えたこと、県産木材の県外・国外への販路拡大の足がかりができたことなどにより、森林整備に繋がる木材の循環利用への理解や取組が進んだ。

4 遊び、学ぶ森林づくり

【事業費74,816千円・8%】

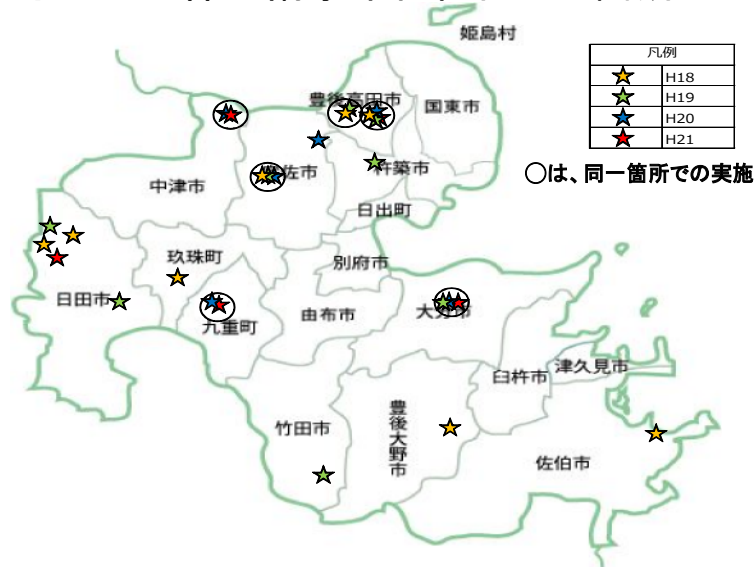
次代を担う子どもたちが、森林で遊び、森林の役割等を学べる場所や機会を増やして、森林を理解し大切にすることを育む取組が行われた。

(1) 主な取組と実績

- 子どもたちが遊び、学べる身近な森林の整備（公募）
 - ・子どもの森の整備：27箇所
- 子どもの野外体験活動の支援（公募）
 - ・森林体験活動への参加：13,068人
- 森林環境教育を担う指導者の育成
 - ・研修会の開催：13回、67人



子どもの森整備事業位置図 27箇所



(2) 事業の成果

子どもたちをはじめ、地域や保護者にも森林や自然に対する理解が深まった。

IV 森林環境税についての県民の意識

1 個人を対象にした意識調査結果

県は、平成21年10月～12月にかけて、県政モニター、イベント（農林水産祭、森林づくり大会）の来場者及び森林づくりボランティア研修会参加者に対してアンケートによる意識調査を実施した。調査票は、合計 977名に対し発送、配布し、567名から回答を得た（回答率57.7%）。

その調査結果によれば、森林環境税が導入されたことを知っていた、また年額 500円の税を納めていることを知っていたと答えた割合はそれぞれ58%、50%である。さらに、森林環境税を活用した事業を知っていたかとの問いについては、よく知っていたあるいは大体知っていたと答えたものが合わせて51%である。

また、間伐などの手入れが不足し、森林の水源かん養機能の低下、土砂の流出や崩壊の恐れがある森林の現状については、81%が知っていたと回答している。

そして、個人の森林環境税の税率についての問いに対しては、妥当な金額あるいは低いと答えた割合が合わせて86%であり、税を活用したこれまでの事業の評価については、大いに賛成あるいはどちらかといえば賛成の回答が合わせて77%である。また、森林環境税の継続についての問いに対しては、60%が大いに賛成、25%がどちらかといえば賛成と答えている。

これらのことから、県民は荒廃している森林の現状を認識し、税を負担しても森林環境を保全する事業を行う必要があると感じていることが伺える。

また、税負担については、現在の税率が容認されていると思われる。

しかしながら、税が導入されていること、税を納めていることそして税を活用した事業が行われていることを知らない県民がそれぞれ半数近くいることから、今後も周知を図るとともに、森林づくりへの参加を促す必要がある。

2 法人を対象にした意識調査結果

同様に県は、平成21年12月、大分商工会議所に関係する法人のうち無作為に抽出した 1,000社に対し意識調査を行い、371社から回答を得た。（回答率37.1%）

その調査結果によれば、森林環境税が導入されたことを知っていた、また資本金に応じて年額 1,000円から40,000円の税を納めていることを知っていたと答えた割合はそれぞれ27%、12%である。さらに、森林環境税を活用した事業を知っていたかとの問いについては、よく知っていたあるいは大体知っていたと答えたものが合わせて15%である。

また、間伐などの手入れが不足し、森林の水源かん養機能の低下、土砂の流

出や崩壊の恐れがある森林の現状については、67%の法人が知っていたと回答している。

そして、法人の森林環境税の税率についての問いに対しては、妥当な金額あるいは低いと答えた割合が合わせて77%であり、税を活用したこれまでの事業の評価については、大いに賛成あるいはどちらかといえば賛成の回答が合わせて58%である。また、森林環境税の継続についての問いに対しては、29%が大いに賛成、42%がどちらかといえば賛成と答えている。

これらのことから、法人についても個人と同じように、荒廃している森林の現状を認識し、税を負担しても森林環境を保全する事業を行う必要があると考えていることが伺える。また、税負担については、現在の税率が容認されていると思われる。

しかしながら、税が導入されていること、税を納めていることそして税を活用した事業が行われていることを知らない法人がそれぞれ大半を占めることから、今後はさらに周知を図り、森林づくりへの参加を促す必要がある。

V 税導入後 5年目を迎えた現状と課題

1 森林・林業を取り巻く現在の状況

近年、異常な高温や寒波、豪雨等による気象災害の頻発などから地球環境問題への関心が一層高まっている。

特に、地球温暖化防止に対する森林の果たすべき役割は、重要視されるようになっており、京都議定書における第一約束期間の終期となる平成24年の目標達成に向けて、間伐等の森林整備を積極的に進める必要がある。さらに、今年（平成22年）は「国際生物多様性年」であり、生態系のバランスを適切に保つことが人間を含めた生命の維持に不可欠だという認識が高まっている。森林は生物多様性の宝庫だとされるが、間伐遅れの針葉樹人工林や利用されずに荒廃が進む里山林、シカ被害地などでは森林植生の劣化が懸念されている。

一方、木材価格は依然として長期低迷を続けており、特に木材の需要量に最も影響を与える住宅着工戸数は、リーマンショック以降、大幅に減少し、森林資源の循環利用が滞っている。

また、山村地域における過疎化・高齢化の進行にも歯止めがかからず、林業従事者の減少、森林所有者の不在村化、世代交代に伴う無関心所有者の増加などが進んでいる。

こうした中、林業の採算性の悪化とあいまって、手入れなどが行われず管理が放棄される人工林の増加やコストのみを考えた無秩序な伐採の発生、主伐後の再造林率の低下など、持続的に利用しうる森林資源の確保が危ぶまれる状況が広がっている。こうした荒廃森林等の一部では土砂の崩壊や流出による災害リスクが高まり、水質が悪化するなど、県民生活にも様々な影響が及んでくることが懸念される。森林での土砂流出や水質の悪化は河川や海を含めた流域環境全体の問題であり、漁業資源への影響も指摘されている。

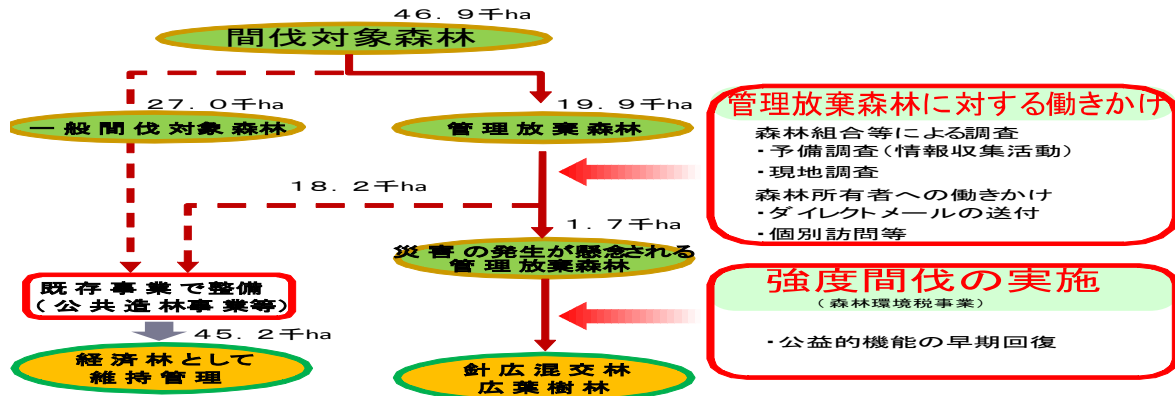
2 重点的に取り組むべき課題

以上のような現在の森林・林業を取り巻く状況を改善するために、次の5つの課題に重点的に取り組み、森林を適正に整備していくことが求められる。

(1) 間伐が放棄された森林の機能回復

スギやヒノキなどの人工林は、成長に応じて間伐などの適切な手入れをしなければ過密な状態となり、林内に光が差し込まないため、林床には他の植物が生えず、土壌が流出して保水力が低下するなど、水土保持機能が低下し、同時に生態系のバランスを崩すことになる。そのため、公益上重要な地区で今後とも森林所有者に経営の意志のない放置林等については、広葉樹の侵入を促すための強度間伐を実施して、公益的機能の早期回復を図る必要がある。

荒廃人工林の解消フロー



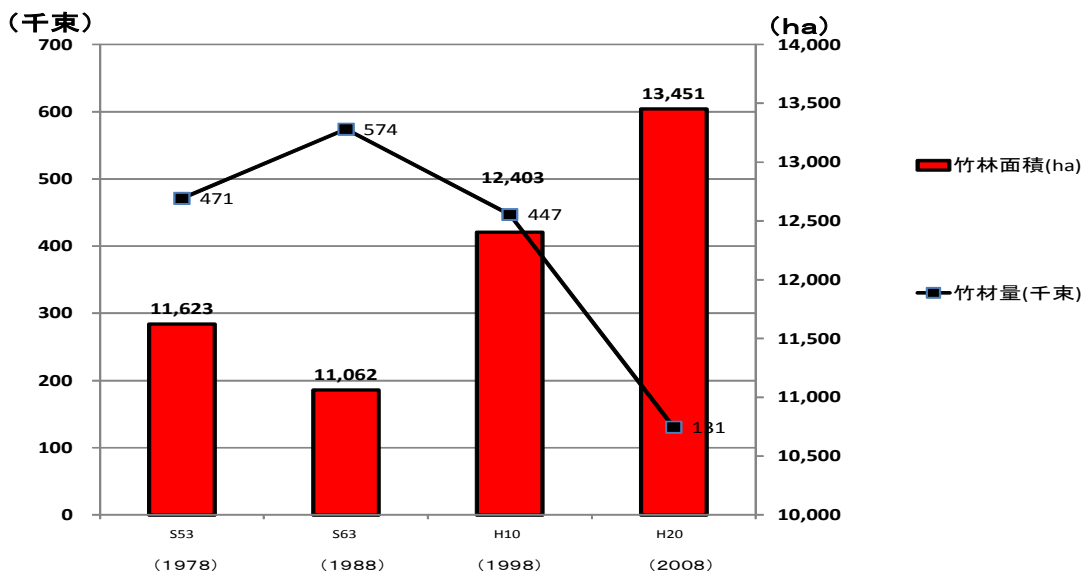
注) 管理放棄森林：10年以上間伐が実施されていない人工林

(2) 利用されずに荒廃が進む里山の保全

生活様式の変化や地域の活力の低下などから手入れや利用がなされず放置される里山が増加している。放置によって、竹の侵入、灌木やつる植物の繁茂などが進行し、動植物の生息・生育環境の質の低下、野生鳥獣との軋轢、景観悪化など、様々な問題を生じている。そのため、ボランティア活動等県民参加により、里山の保全と利用を進めていく必要がある。

特に、竹林面積は周辺森林への侵入等でこの10年間に1千haほど増加しており、タケノコや竹材の需要の減少等で、大半が管理されずに放置されており、広葉樹林への転換や利活用できる竹林への誘導が必要である。

竹林面積と竹材生産量の推移について



(3) 激化する森林シカ被害への対策強化

シカの生息密度が高い県南部や国東半島、そして、県北西部を中心に、植栽木やクヌギ萌芽の食害、樹幹の剥皮等の被害が激化しており、林業者の経営意欲を減退させる原因にもなっている。加えて、森林内の下草を食べ尽くすなど、森林生態系の破壊、林地の裸地化等による土砂流出など、多大な悪影響を与えている。森林シカ被害の減少と森林の有する公益的機能の維持増進のための対策の強化が急務である。



樹幹の剥皮被害



下草・植栽木の食害

(4) 皆伐跡地の再造林の確実な実施

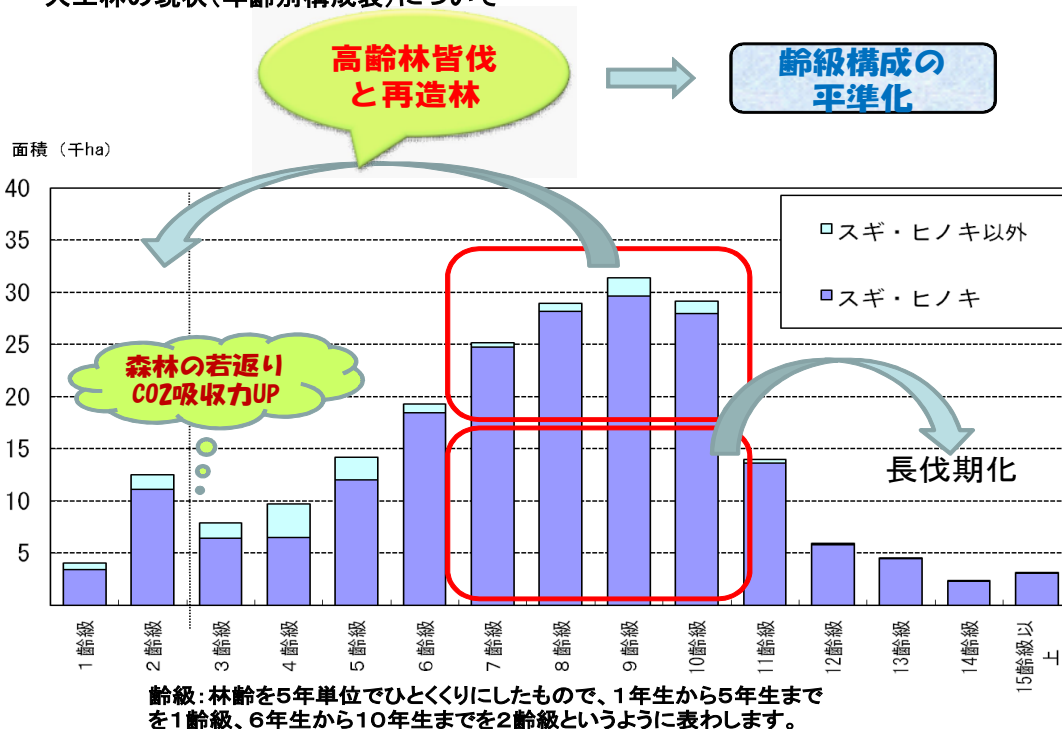
木材価格の長期低迷による林業採算性の悪化で、立木販売による収益では、植林をする経費の確保が困難な状況であることに加え、シカ被害の激化や後継者の不足などから、平成5年度には92%であった皆伐跡地への再造林率が平成20年度には30%にまで低下し、若齢林分の面積が減少している。

このまま推移すれば、林業に適した林地が次第に喪失し、将来的に活用できる木材資源が減少する恐れがあり、ひいては、二酸化炭素の吸収等の森林の持つ公益的機能の低下が懸念される。

そのため、将来の木材資源を確保し、木材が循環利用されるように、人工林の齢級構成の平準化を図る必要がある。林業者の意欲を喚起し、再造林が確実に実施される対策を行う必要がある。ただし、再造林の推進にあたっては、木材生産に適さない尾根筋や流域の環境保全にとって重要な溪畔等については、天然更新による広葉樹林化を基本とするなど、人工林と天然林の適切な配置に十分に配慮することが求められる。

これにより、地球環境の保全につながる森林の公益的機能の持続的発揮が期待される。

人工林の現状(年齢別構成表)について



(5) 人材の確保・育成と木材需要の喚起

平成17年度国勢調査結果によると、林業就労者数は、1,362人で、10年前の約6割となっており、高齢化が進み、60歳以上が約4割を占めている。また、地域林業の担い手として活躍している林研グループの平成20年度の会員数が、423名と10年前の約7割となっており、平均年齢が57歳と高齢化が進んでいる。

森林の整備を適正かつ持続的に推進するためには、林業に関する幅広い知識と高度な技能を有する担い手や林業後継者を育成する必要がある。また、木材の循環利用を進める上で、木材生産のコストダウンが不可欠であり、団地化施業の企画・立案をできる人材や現地の状況に適した道づくりや機械利用のできるオペレーターの養成なども必要である。

同時に、技術者や後継者が安心して森林・林業分野で活躍出来るためには、林業生産活動の活性化の前提となる木材の安定的な需要確保が必要であり、需要の喚起や新たな用途開発が求められる。

VI 森林環境税のあり方

これまで述べてきたように、森林環境税を活用した取組については、一定の成果が見られる。

しかしながら、税導入後 5年を経過してもなお残された課題があり、またここ数年のうちに顕在化し、深刻化した新たな課題も生じてきている。

また、地球環境問題に対する関心の高まりの中で森林の有する多面的機能についての期待がますます大きくなってきていることから、これに応えることのできる森林づくりが求められている。

さらに、県民意識調査の結果をみると、平成18年度から森林環境税が導入されていること、それを県民が負担していること、そしてその税を活用した事業が実施されていることを知っているのは、調査に回答した個人のうちのそれぞれ半数程度であることから、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成という面では県民への周知は十分とは言えない。

このように、税導入の目的については、未だ達成されたとは言えない状況にある。

これらのことから、今後は税制及び税収使途事業の積極的な周知に努め、県民の理解と協力のもとに、今後取り組む施策に要する経費の財源を確保するため森林環境税を継続し、税条例に定められた「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」に引き続き県民総参加で取り組む必要がある。

税率については、導入から 5年を経過し、現在の税負担がおおむね県民や法人に受け入れられていることから、これを維持することが妥当である。

なお、九州内で森林環境税を導入している他の 6県はすべて大分県と同じ税率であり、全国で森林環境税を導入している30県のうち、18県が大分県と同じ税率である。

Ⅶ 森林環境税の使途のあり方

1 考え方

森林環境税は、県民中心、県民参画の理念のもと、新たな手法で森林整備を進め、多面的機能が発揮できる森林づくりを進めるものとして、使途の考え方については、下記の税創設時の税制懇話会の考え方を承継すべきである。

- ① 地域で考え地域で実践するなど県民主導で進める。
- ② 地域の独自性を尊重し、個性豊かな取組を支援する。
- ③ 将来に夢を託せる実験的・研究的な活動を支援する。
- ④ 税の使途や成果の公開等、透明性を確保する。

2 税収の使途

「県民生活を守り、地球環境保全につながる森林づくり」をテーマとして、豊かな森林と木のある暮らしを次世代に引き継ぐため、次のような施策に取り組むことが望まれる。

(1) 災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備

森林の有する機能の回復や保全を図り、災害に強く、生物多様性に富んだ健康な状態の森林づくりを推進する。

ア 荒廃森林の機能の回復

水源上流や公道沿線など公益上重要な地域において管理放棄された針葉樹人工林を対象として、強度間伐を実施し、広葉樹等の自然植生の導入を図り、針広混交林に誘導するなど機能回復に必要な整備を促進する。

イ 荒廃里山林の整備と利活用

管理が行われず、森林の機能低下や景観悪化等にもつながっている里山環境の保全を図るとともに、荒廃した竹林を広葉樹林や利活用できる竹林へと誘導するための実証的な取組を行う。

ウ 獣害対策の推進

林業被害や林業経営者の経営意欲の減退を招き、更には森林生態系にも様々な悪影響を与えているシカの被害対策を推進する。

エ 森・川・海をつなぐ流域環境の整備

豊かな森が生み出す栄養分等が、河川を通じ海へと運ばれ豊かな海を育むなど、森林と深い繋がりを持つ海の環境保全のために、陸と水の接点にある溪畔林における自然植生の回復や荒廃森林などから流出する流木対策などを行う。

(2) 低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用

持続可能な低炭素社会に向けた森林資源の確保・保全と木材利用を活性化させ、多面的な機能を維持し、循環する森林づくりを推進する。

ア 健全な人工林資源の再生

皆伐跡地の放棄林化を防止し、二酸化炭素吸収力の高い健全な人工林資源の確保と循環利用を図るため、林業適地における低コスト再造林を促進する。

イ 未利用資源の有効活用

林業者の施業意欲の喚起を図るとともに化石燃料を代替して地球温暖化防止にも寄与するため、放置された林地残材等木質バイオマス資源の燃料等への利活用を推進する。

ウ 木材の需要拡大

炭素の貯蔵体であり、製造工程においても化石燃料の使用が少ない木材利用は、林業生産活動の活性化による森林整備ならびに地球温暖化の抑止にも貢献するため、県産材の建築資材等への積極的な利用を推進する。

エ 林業の担い手育成

健全な森林の整備や効率的な木材生産を推進するため、林業に関する広範な知識や高度な技能を有した林業の技術者や後継者の育成を図る。

(3) 県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組

大分の豊かな森林を次世代につなぐために、子供から大人にいたる全ての県民が森林や木材利用の大切さを理解し、森に親しみ、森林づくりへの参加を広げる取組を推進する。

ア 森林ボランティア活動の推進

NPO法人などのボランティア団体や企業などが行う森林ボランティア活動の輪を更に広げるため、リーダーの育成及び団体間の連携や活動強化の取組を支援する。

イ 森林環境教育・木育の推進

次代を担う子どもたちが、森林や木材とのふれあい、自然体験や木材で創る・知る活動などを通じて、森林や自然に対する理解を深められるような場や環境を身近に整備する。

(注) 木育とは、木材にふれる活動、木材で創る活動、木材と私たちの生活の関わりを知る活動等を通じて、豊かな暮らし、社会、そして森づくりに貢献する人を育む活動。

ウ 森林整備への理解と参加を広げる活動

森林の実態やその管理の重要性について、県民の理解を深め、森林づくり活動への関心や参加意識を高めてもらうため、効果的な広

報活動や森林づくりに関するイベント等を開催する。

また、森林環境税の仕組みや活用事業について、県民の理解が得られるよう、効果的な情報発信を行う。

エ 森林づくりに繋がる新たな取組の支援

地域の環境や実態に応じた新たな森林づくりのための試験研究の充実やモニタリングの実施等を推進する。

県民生活を守り、
地球環境保全につながる森林づくり

○ 災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備

- 荒廃森林の機能の回復 …… 水土保全機能等の劣る管理放棄森林の針広混交林化等。
- 荒廃里山林の整備と利活用 …… 里山利活用の推進及び、荒廃竹林の広葉樹林化等。
- 獣害対策の推進 …… 森林生態系を保全するためのシカ生息数の適正化等。
- 森・川・海をつなぐ流域環境の整備 …… 溪畔林の自然植生の回復や流木対策等。

○ 低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用

- 健全な人工林資源の再生 …… 皆伐跡地の放棄林化防止と、人工林資源の循環利用を図るための、低コスト再造林の促進等。
- 未利用資源の有効利用 …… CO2削減に寄与する、林地残材等木質バイオマス資源の利活用の推進等。
- 木材の需要拡大 …… 県産材の建築資材等への積極的な利用の推進等。
- 林業の担い手育成 …… 森林整備や木材循環利用を支える技術者や後継者の育成等。

○ 県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組

- 森林ボランティア活動の推進 …… リーダーの育成及び、団体間の連携や活動の強化。
- 森林環境教育・木育の推進 …… 次代を担う子どもたちのためのフィールドの整備及び、森林や木材に触れ・使い・知る機会の充実。
- 森林整備への理解と参加を広げる活動 …… マスメディア等を活用した広報活動及び、森づくりイベント等の開催。
- 森林づくりに繋がる新たな取組の支援 …… 新たな森林づくりのための試験研究の充実やモニタリングの実施。

資 料

目 次 (資 料)

- ・ 森林、林業の統計資料 資料 1
- ・ 森林環境税活用事業の実績 資料 8
- ・ 森林環境税導入に係る全国の状況 資料 1 2
- ・ アンケート結果 資料 1 3
- ・ 条例 資料 2 1
- ・ 大分県森林づくり委員会設置要綱、名簿、開催状況 資料 2 3

1 森林資源の現況

(1) 森林面積 森林率は71%で、全国平均を上回る

大分県の森林面積は、約45万3千haで県土の71%を占め、この豊かな森林資源は、木材を生産し、しいたけ、竹材などの特用林産物を供給するなど、林業・木材産業の発展と山村の振興に寄与している。また、これらの森林は、水源のかん養、県土の保全、保健休養の場の提供、地球温暖化の防止等、公益的機能の発揮により、安全で快適な県民生活の確保に大きな役割を果たしている。

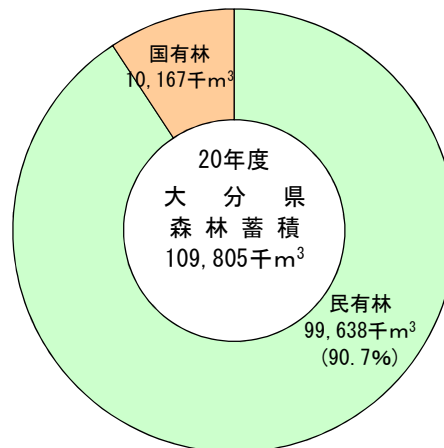
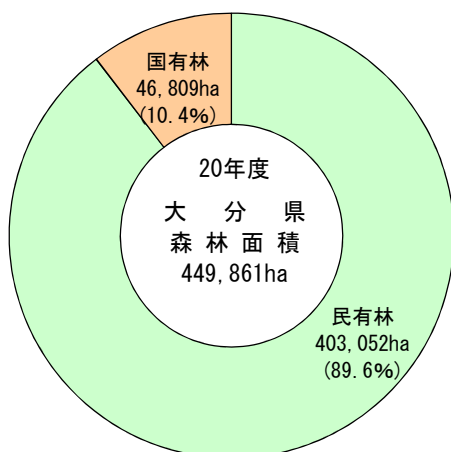
ア 森林面積

- 地域森林計画対象民有林の面積は40万3千haであり、森林面積の89.6%を占めている。

	大分県	全国
国土面積(千ha)	634	37,794
森林面積(千ha)	453(450)	25,097
森林率(%)	71	67

イ 森林蓄積

- 森林蓄積は1億1千万 m^3 であり、うち民有林における森林蓄積は1億 m^3 で90.7%を占めている。



資料：国有林：九州森林管理局「国有林の地域別の森林計画書」（平成16・18・19・20年度）

民有林：林務管理課「地域森林計画対象民有林」（平成21年3月31日現在）

国土面積：全国都道府県市区町村別面積調（平成20年10月1日）

森林面積：森林法第2条第1項に規定する全ての森林（林野庁「森林資源の現況」：平成19年3月31日現在）

※森林法第2条第1項に規定する森林：民有林＋林野庁所管国有林＋その他の森林

※（ ）書きの森林面積（450千ha）は、民有林＋林野庁所管国有林

※その他の森林とは、林野庁所管以外の国有林（文部科学省、国土交通省等）、演習場、都市緑地、境内林等

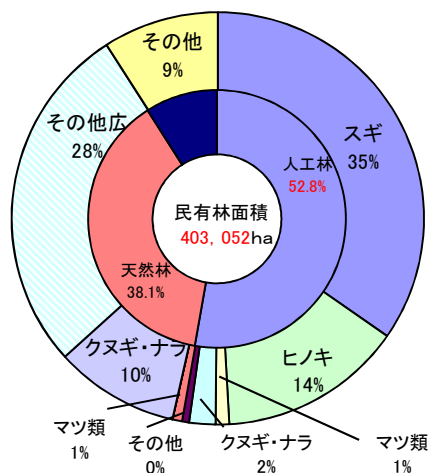
森林率：（森林法第2条第1項に規定する全ての森林）÷（総土地面積）

2 民有林資源の現況

(1) 民有林樹種別面積

スギの人工林が35%を占める

民有林のうち、スギの人工林が35%、ヒノキの人工林が14%を占める。また、クヌギ・ナラ林の面積は人工林、天然林を合わせると12%を占める。



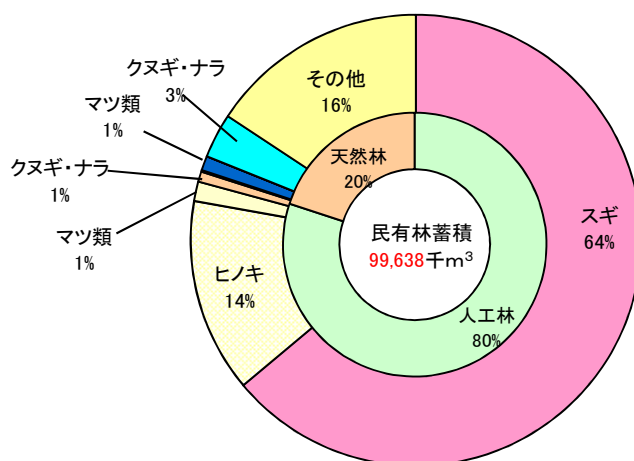
民有林面積 (ha)	人工林		天然林		その他 (竹林・無立木地等)	
	403,052	212,735		153,722		36,595
人工林	スギ	139,700	ヒノキ	58,240	マツ類	4,324
	クヌギ・ナラ	8,277	その他	2,193		
天然林	マツ類	3,086	クヌギ・ナラ	39,357	その他広	111,276
	その他針	4				

林務管理課 (平成21年3月31日現在)

(2) 樹種別蓄積

人工林の蓄積は8千万m³

民有林蓄積1億m³のうち、人工林は8千万m³で80%を占める。また、スギの蓄積は6千4百万m³で、民有林全体の64%を占める。



民有林蓄積 (千m ³)	人工林		天然林			
	99,638	79,750		19,887		
人工林	スギ	63,665	ヒノキ	13,862	マツ類	1,382
	クヌギ・ナラ	731	その他	110		
天然林	マツ類	1,038	クヌギ・ナラ	3,200	その他針	1
	その他広	15,648				

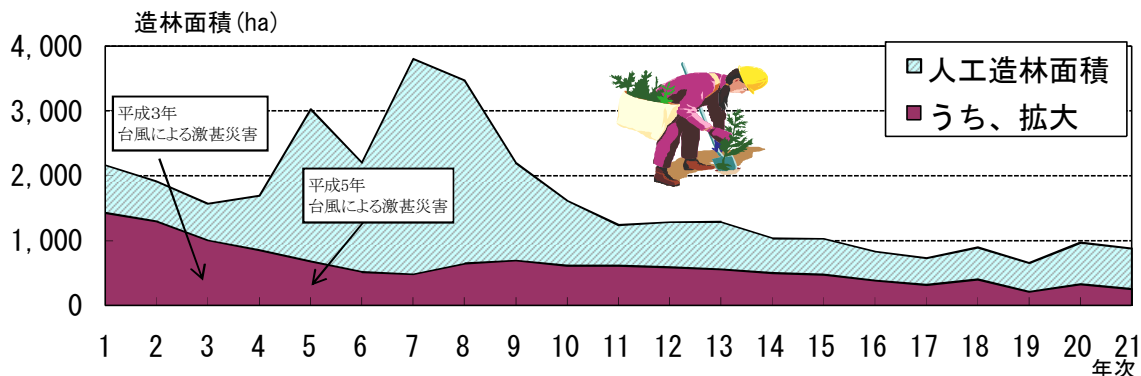
林務管理課 (平成21年3月31日現在)

3 林業生産活動

(1) 造林面積の推移

造林面積は昭和47年以降減少傾向が続く

人工造林面積は昭和47年の7,135haをピークに徐々に減少している。平成3年並びに平成5年の台風被害により復旧に伴う再造林が急増したものの、長引く材価の低迷により主伐面積が減少しているため、長期的に減少が予測される。



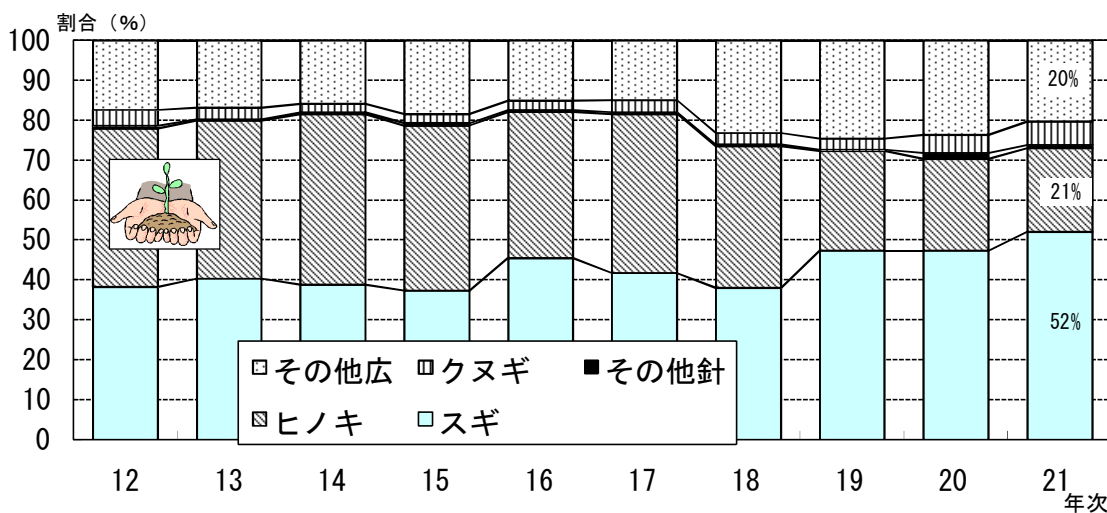
年次	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
造林面積 (ha)	2,170	1,918	1,574	1,697	3,032	2,207	3,807	3,477	2,204	1,617	1,243
うち、拡大 (ha)	1,432	1,302	1,009	854	685	523	483	648	696	620	617
年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
造林面積 (ha)	1,289	1,290	1,041	1,034	837	734	898	660	971	880	
うち、拡大 (ha)	597	560	503	481	390	322	402	217	331	256	

森林整備室（平成21年12月末現在）

(2) 造林樹種の割合

スギが造林樹種の52%を占める

平成21年春植の造林樹種はスギが最も多く、スギとヒノキで全体の73%を占める。また、広葉樹では、ケヤキ、ヤマザクラ、モミジ等造林の定着が見られる。



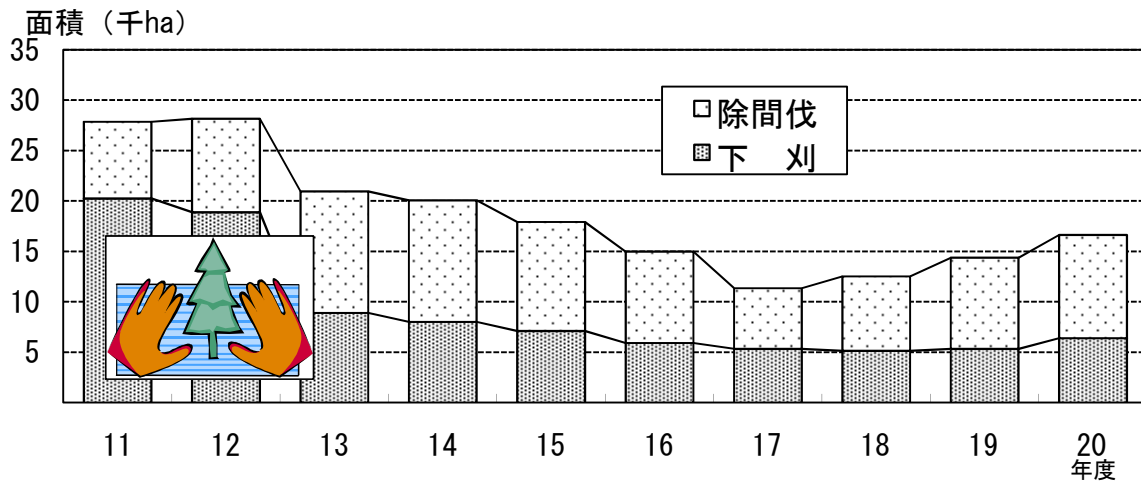
年次	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
スギ (ha)	493	520	404	386	381	306	341	313	459	458
ヒノキ (ha)	512	510	444	428	306	293	319	164	223	184
その他針 (ha)	8	4	4	6	3	3	4	2	14	7
クヌギ (ha)	51	38	22	24	21	22	26	18	45	52
その他広 (ha)	225	217	166	191	126	110	208	163	230	179

森林整備室（平成21年12月末現在）

(3) 保育実績の推移

災害関係の保育が一段落

平成13年度から、平成3年・5年災の下刈等が一段落したため、保育の量が大幅に減少した。



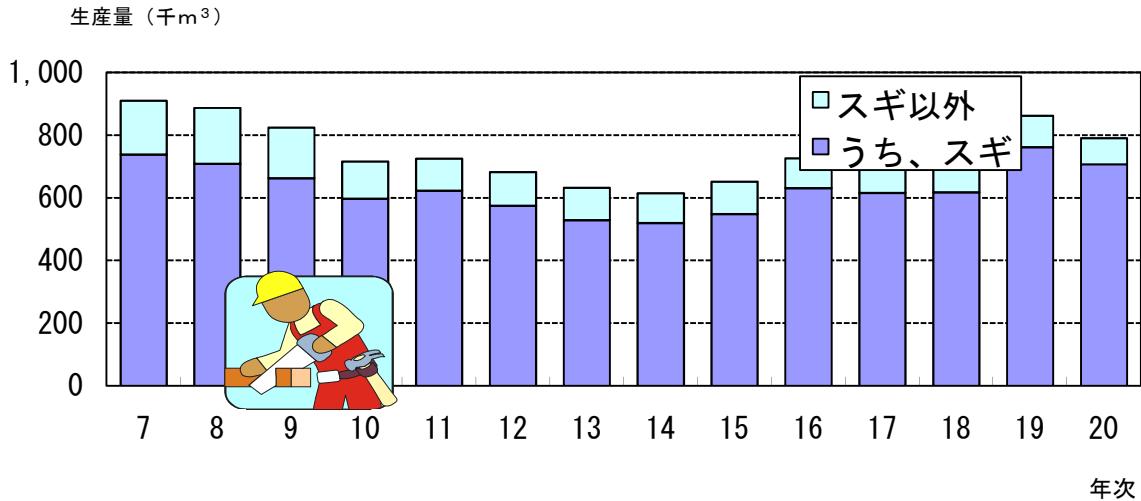
年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
下 刈 (ha)	20,260	18,899	8,915	8,018	7,118	5,927	5,349	5,159	5,334
除 間 伐 (ha)	7,599	9,260	12,044	12,057	10,809	9,054	6,010	7,375	9,043
保 育 計 (ha)	27,859	28,159	20,959	20,075	17,927	14,981	11,359	12,534	14,377
年 度	20								
下 刈 (ha)	6,406								
除 間 伐 (ha)	10,234								
保 育 計 (ha)	16,640								

森林整備室（平成21年3月31日現在）

(4) 素材生産量の推移

平成20年次の素材生産量は791千m³

素材生産量は、平成6年次をピークに減少傾向にあったが、合板・集成材等の国産材需要の増大に伴い、県内の生産量も増加している。樹種別ではスギが圧倒的に多く、全生産量の89%を占めている。



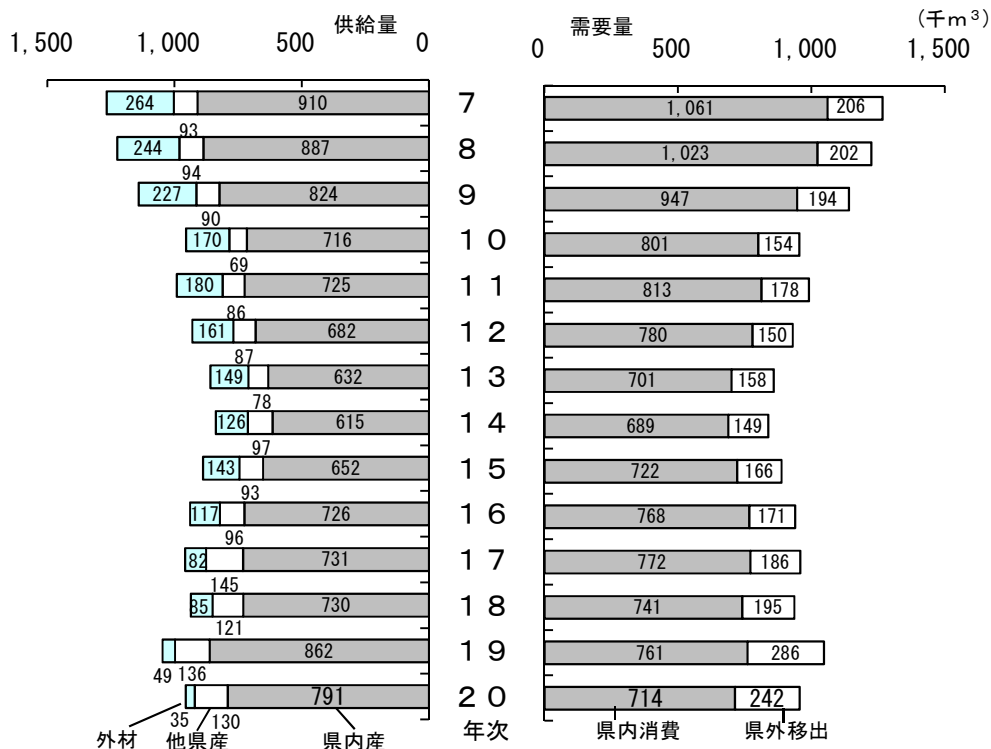
年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ (千m ³)	738	709	663	598	623	575	529	520	549	631	616	618	762	707
総数 (千m ³)	910	887	824	716	725	682	632	615	652	726	731	730	862	791

農林水産省統計部「木材需給報告書」(平成20年12月31日現在)

(5) 木材需給の推移

平成20年次需給量は956千m³で、県内産の割合は83%

木材需給量は平成6年次をピークに減少傾向であったが、平成15年次以降増加傾向にある。需要量に占める県内産の割合は横ばいで推移し83%となっている。

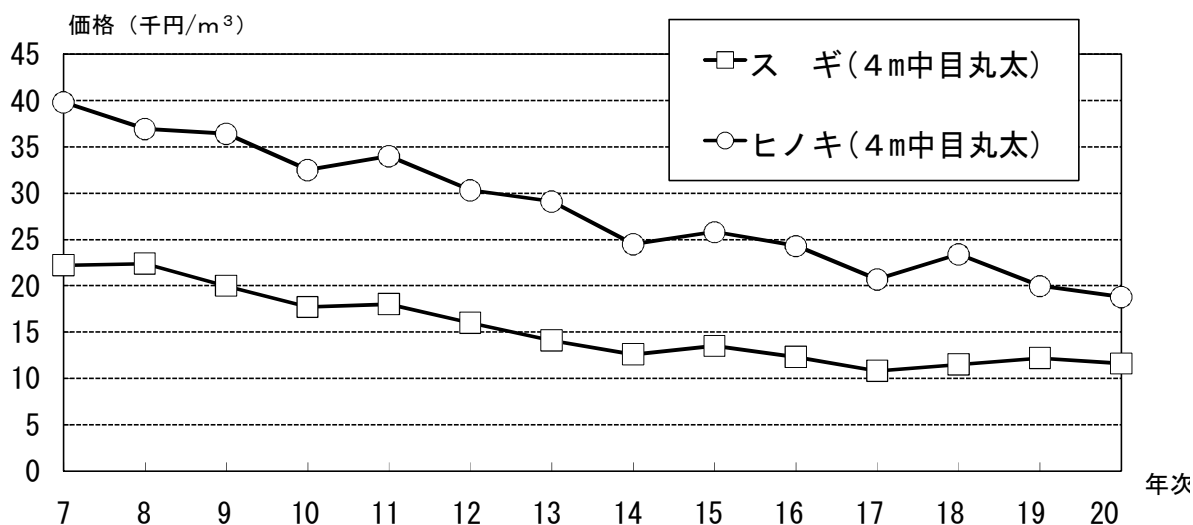


農林水産省統計部「木材需給報告書」(平成20年12月31日現在)

(6) 素材価格の推移

平成20年次のスギ4m中目丸太素材価格は11,600円/m³

平成20年次における4m中目丸太の素材価格は、スギが11,600円/m³、ヒノキが18,800円/m³であった。外材価格の上昇による思惑買いが一因となり、素材価格は上昇した。

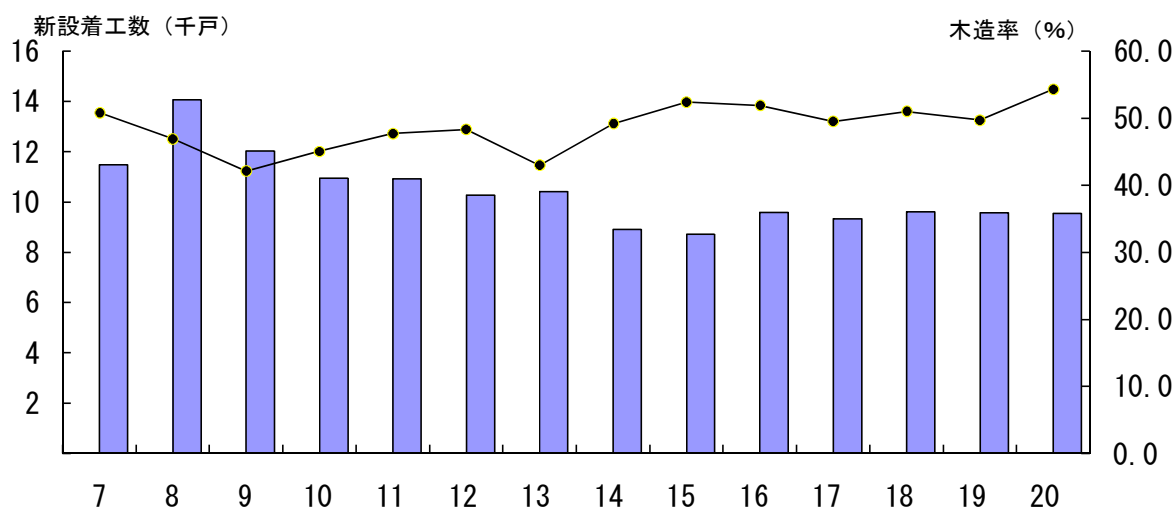


年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ (千円/m ³)	22.2	22.4	20.0	17.7	18.0	16.0	14.1	12.6	13.5	12.3	10.8	11.5	12.2	11.6
ヒノキ (千円/m ³)	39.8	36.9	36.4	32.5	34.0	30.3	29.1	24.5	25.8	24.3	20.7	23.4	20.0	18.8

農林水産省統計部「木材需給報告書」(平成20年12月31日現在)

(7) 新設住宅着工戸数と木造率の推移

新設住宅着工戸数は近年横ばい傾向にある。平成19年次は、改正建築基準法の施行に伴い、全国的には着工戸数は減少したが、大分県については大きな減少は見られず、9千戸台で推移している。



年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15
新設住宅着工戸数 (戸)	11,476	14,071	12,029	10,952	10,934	10,261	10,414	8,916	8,718
木造率 (%)	50.8	46.9	42.1	45.1	47.7	48.3	43.0	49.2	52.4
年次	16	17	18	19	20				
新設住宅着工戸数 (戸)	9,589	9,345	9,610	9,563	9,550				
木造率 (%)	51.9	49.5	51	49.7	54.3				

国土交通省「建築統計年報」(平成20年12月31日現在)

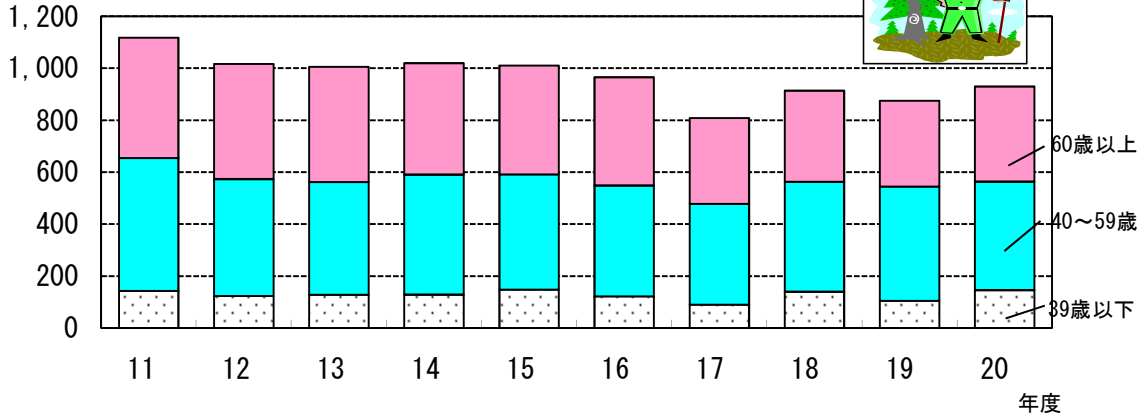
4 担い手の確保

(1) 森林組合作業班員数と年齢構成の推移

高齢化等による減少と進み始めた新規就業者の確保

森林整備の主要な担い手である森林組合作業班員は、高齢化等による減少や新規就業者の確保等によりほぼ横ばいで、60歳以上の割合は平成20年度は39%となっている。「緑の雇用対策」や社会補償制度の充実等による就労条件、就労環境の整備を行っている。

作業班員数（人）



年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
39歳以下(人)	143	123	128	129	148	122	90	140	105	146
40～59歳(人)	512	451	434	462	444	427	388	423	440	418
60歳以上(人)	463	443	444	429	419	417	331	351	330	366
合 計(人)	1,118	1,017	1,006	1,020	1,011	966	809	(790)	875	930

林務管理課「森林組合の概況」（平成21年6月30日現在）

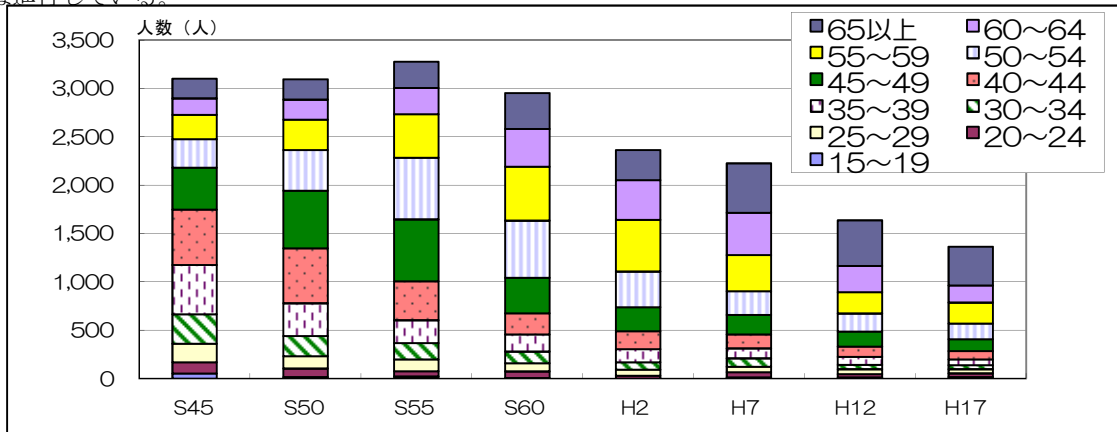
(注) 18年度は組合雇用労働者全体を掲載

18年度合計の（ ）内は森林組合作業班員数

(2) 林業就業者数の推移

平成17年度調査結果の林業就労者数は1,362人

昭和45年度の調査結果に対して、就労者数及び若年層の減少傾向が顕著に現れている。逆に高齢化は進行している。



年 階 層	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65以上	計
昭和45年	51	119	191	306	507	572	435	294	251	170	203	3,099
昭和50年	15	89	129	208	339	567	594	423	312	208	212	3,096
昭和55年	22	54	122	171	235	403	640	637	450	272	269	3,275
昭和60年	8	66	85	122	174	222	366	590	557	391	370	2,951
平成2年	3	26	62	79	134	186	249	369	533	411	311	2,363
平成7年	12	54	56	88	103	143	202	246	374	437	510	2,225
平成12年	13	33	51	46	82	106	154	189	220	272	471	1,637
平成17年	16	39	43	41	58	87	124	161	218	174	401	1,362

平成17年度国勢調査

1 森林環境税活用事業の実績 (H18～H21)

(1) 県民意識の醸成

事業名	実施内容	事業量	
1 県民総参加の森林づくり推進事業	・森づくり活動推進大会等	参加人数	1,055人
	・HPによる情報提供	回数	131回
	・新聞による広報活動	回数	30回
	・ふるさとおおいたの森写真コンクール	応募点数	425点
	・豊かな国の森づくり大会の開催	参加人数	4,750人
	・森林づくり委員会の開催	回数	13回
	・森林づくり流域協議会の開催	回数	44回
	・森林環境税事業報告会等(流域単位)	回数	5回
	・新聞、TVによる取組状況の広報	回数	2回
2 国体記念植樹等開催事業	・国体、障害者スポーツ大会の開催を記念した選手団と地元住民等による植樹活動	植樹本数	494本
3 森林づくりボランティア推進事業	・森林づくりボランティア支援センターのホームページ開設及び更新	回数	187回
	・支援センター通信の発行	回数	44回
	・森林ボランティア活動支援券の交付	団体数、交付件数	11団体、18件
	・ボランティア活動に必要な知識や技術習得研修(セミナー、初級、上級)	回数 参加人数	24回 365人
	・NPO、企業、地域が協働した森林づくり	面積	4ha
	・社会貢献活動として企業が参画した森林づくり活動の実施	参加企業数 協定面積	14社 17ha
	・地域からの提案による森林ボランティアの森林づくり活動支援(公募)	実施団体数 延べ参加者数	109団体 16,727人
	4 森と海をつなぐ環境保全推進事業	・地区自治会、NPO等の団体による海岸漂着流木等の処理	参加人数 処理量
	・台風時の流木等の緊急的回収処理	処理量	6,143m ³
5 山・川・海連携の森林づくり事業	・溪畔沿いの森林の整備(面積)	整備面積	16.57ha
事業費計			140,761千円

(2) 環境を守り災害を防ぐ森林づくり

事業名	実施内容	事業量	
1 荒廃人工林緊急整備事業	・間伐放棄林の40%強度間伐の実施	面積	737ha
	・災害が懸念される再造林放棄林の植林	面積	98ha
	・上記再造林地の下刈り	面積	175ha
	・森林所有者へ間伐を促す推進員設置	設置人数	97人
	・台風被害放置林の緊急的整備	面積	1ha
2 新たな育林技術研究開発事業	・育林技術等の研究活動支援（公募）	件数	17件
3 おおいた竹林再生モデル事業	・伐採竹処理のための竹粉碎機の導入	台数	5台
	・荒廃竹林の伐採・整理	面積	8ha
4 美しい里山づくり推進事業	・地域の自治会等からの提案による荒廃里山林の再生整備（公募）	箇所数 参加人数	45箇所 3,905人
	・里山林整備のための指導書の作成、研修会、現地指導の実施	回数 参加人数	12回 316人
	・災害発生が懸念される高齢者世帯の裏山整備	面積	0.1ha
	・放置竹林の実態調査、竹利用の講習会の開催	参加人数	63人
	・竹活用と観光を考えるシンポジウムの開催	参加人数	280人
5 森のなかよし小路づくり推進事業	・通学路等の安全確保を図るための森林整備	箇所数	25箇所
6 おおいた景観創生事業	・魅力ある名勝地づくりのための修景整備	箇所数	3箇所
7 森林シカ被害防止対策事業	・漁網等を活用したシカ防護柵の設置	面積、延長	3.3ha、2,050m
	・生息数調整のための捕獲の推進	捕獲頭数	3,168頭
事業費計			428,851千円

(3) 持続的経営が可能な森林づくり

事業名	実施内容	事業量	
1 再造林促進作業道整備事業	・伐採・再造林用の環境に配慮した高耐久作業道の整備	箇所数	11箇所
		開設延長	5,650m
2 グリーン資材活用作業道推進事業	・鉄鋼スラグを活用した低コスト・高耐久作業道の整備	箇所数	7箇所
		開設延長	2,000m
3 消費者が求める県産木製品普及推進事業	・県産材木製品の街角等への設置（公募）	設置箇所数	39箇所
	・県産材活用机・椅子の小中学校への導入支援	導入数	4,627セット
4 木の温もりあふれる学舎整備事業	・小中学校等における県産材を用いた内装木質化への助成	箇所数	44箇所
		木材使用量	325m ³
5 県産木材有効利活用促進事業	・公共事業での県産木材製品（木製防護柵等）の活用推進	設置延長	685m
		木材使用量	33m ³
6 県産竹材利用促進事業	・県産竹材の新たな需要開拓に繋げるための人材育成等（セミナー、技術者養成）	セミナー	148人
		技術者	8人
7 木材等新用途研究開発事業	・木材等の新用途開発に対する研究（公募）	件数	14件
8 県産材販路拡大トライアル事業	・県産材の鉄道輸送によるコストの低減及び県産丸太の海外輸出	鉄道輸送量	1,000m ³
		海外輸出量	10,497m ³
9 いきいき林業者活動支援事業	・林業者や一般林業事業者に対する間伐等 森林整備に必要な林業機械リース料の助成	一般機械	106台
		高性能機械	18台
	・架線集材技術の伝承のための技能研修	回数、人数	5回、13人
10 意欲ある林業事業者集中支援事業	・認定事業者に対する高性能林業機械のリース料及び機械改良費の助成	台数	1台
11 おおいた型放牧育林モデル事業	牛の放牧による造林地下刈りの省力化調査	箇所数、面積	4箇所、13ha
事業費計		266,301千円	

(4) 遊ぶ学ぶ森林づくり

事業名	実施内容	事業量	
1 遊ぶ学ぶ森林づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からの提案による子供達が気軽に遊べる身近な森林の整備（公募） 	箇所数、面積	27箇所、18ha
	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境体験プログラムを实践できるフィールドの整備（県民の森、九重少年の家） 	箇所数	2箇所
	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等が実施する子どもを対象とした地域での森林体験活動（公募） 	箇所数	64箇所
	<ul style="list-style-type: none"> ・森の中で、自然素材を活用した競技を行いながら遊ぶ学ぶ体験活動の実施 	実施回数	2回
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校等で開催される子どもたちの集まりに森林の専門家（森の先生）を派遣 	回数	58回
	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの少年団員等を対象とした自然を学び、見識を広げるための屋久島研修 	開催回数	4回
2 次代を担うエコキッズ育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子供達が、野外体験活動を通じて森林の機能等を学ぶ活動 	回数	15回
		参加者数	934人
3 親子でふれあう自然林調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で自然公園内の自然林の調査・研究を実施し、自然を学ぶ活動 	回数	16回
4 森林環境学習指導者養成・スキルアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・PLTのプログラムを用いた森林環境教育の指導者養成（研修回数、受講者数） 	回数	13回
		受講者数	67人
5 世代間の連携による環境教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・産業系高校生が先生となって小中学生に教える環境教育等の実施 	回数	75回
6 森林体験学習促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された小中学校で森林環境学習を実施 	実施校数	10校
		参加者数	5,090人
事業費計		74,816千円	

全国の状況

	導入年度	税の名称（通称）	課税のしくみ		
			方式	個人	法人
岩手	18	いわての森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
秋田	20	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の8%増
山形	19	やまがた緑環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
福島	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
茨城	20	森林湖沼環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
栃木	20	とちぎの元気な森づくり県民税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
神奈川	19	水源環境保全税	県民税均等割・所得割超過課税	均等割:300円/年 所得割:0.025%増	なし
富山	19	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
石川	19	いしかわ森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
長野	20	森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
静岡	18	森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	400円/年	均等割額の5%増
愛知	21	あいち森と緑づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
滋賀	18	琵琶湖森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の11%増
兵庫	18	県民緑税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の10%増
奈良	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
和歌山	19	紀の国森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
鳥取	17	森林環境保全税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
島根	17	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
岡山	16	おかやま森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
広島	19	ひろしまの森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
山口	17	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
愛媛	17	森林環境税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
高知	15	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	500円/年
福岡	20	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
佐賀	20	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
長崎	19	ながさき森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
熊本	17	水とみどりの森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
大分	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
宮崎	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
鹿児島	17	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増

森林環境税に関するアンケート結果

- ① 県政モニター
- ② 農林水産祭来場者
- ③ 森づくり大会来場者
- ④ 森づくりボランティア研修参加者

(調査目的)

森林環境税について意見を聴取し、今後の施策の参考とする。

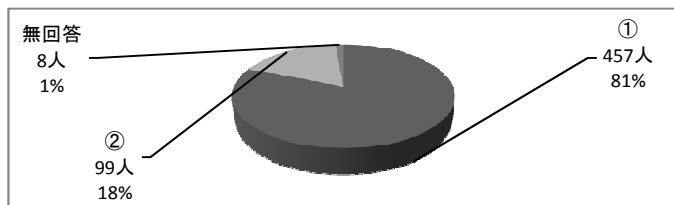
(調査概要)

区 分	年 月 日	対象数	回収数	回収率
県政モニター	平成21年11月	209	163	78%
農林水産祭	平成21年10月25、26日	38	38	100%
森づくり大会	平成21年11月8日	700	334	48%
ボランティア研修(上級)	平成21年11月15日	30	29	97%
計		977	564	58%

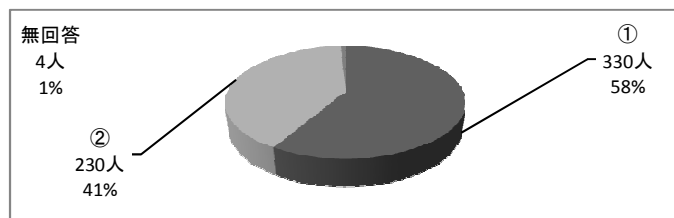
調査対象：個人

大分県農林水産部森との共生推進室

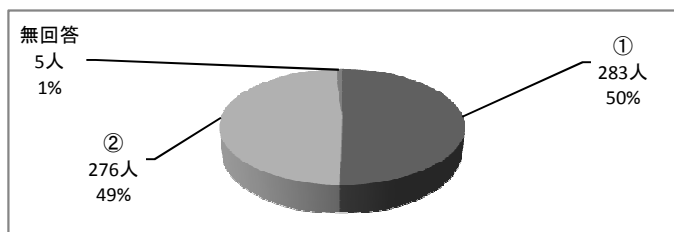
問1 森林の荒廃の現状を知っていた。
 大分県内の森林の一部では、間伐などの手入れが不足し、森林の水源かん養、土砂の流出や崩壊防止などの公益的機能の低下を招いています。こうした森林の現状をご存じでしたか？
 ①知っていた ②知らなかった



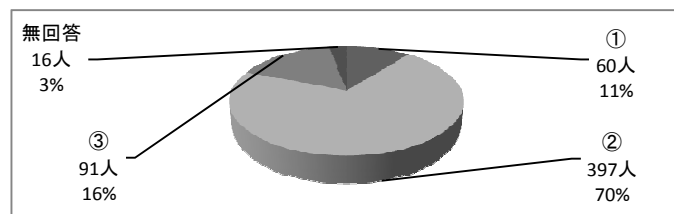
問2 森林環境税の導入を知っていた。
 大分県では、「県民の理解と協力のもと、森林環境を保全し、すべての県民が森林を守り育てる意識を醸成するために」平成18年度から森林環境税を導入していることをご存じでしたか？
 ①知っていた ②知らなかった



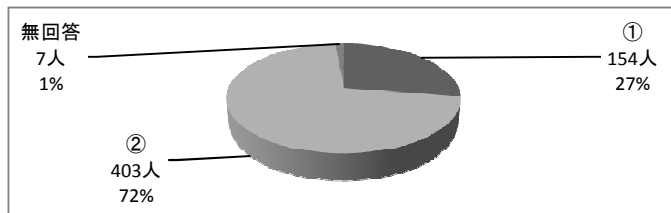
問3 個人税額500円／年を知っていた。
 個人が年間500円の森林環境税を納めていただいていることをご存じでしたか？
 ①知っていた ②知らなかった



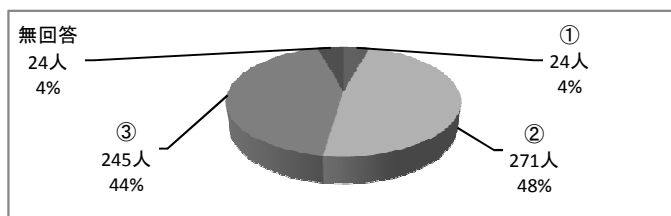
問4 個人の税額は？
 個人の森林環境税の額をどのように感じますか？
 ①高い ②妥当な額である ③低い



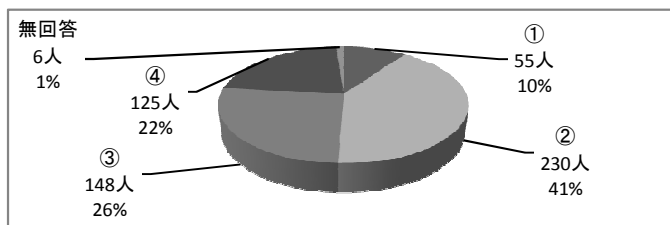
問5 法人の税額を知っていた。
 法人(企業)がその資本規模に応じて年間1,000円~40,000円の森林環境税を納めていただいていることをご存じでしたか?
 ①知っていた ②知らなかった



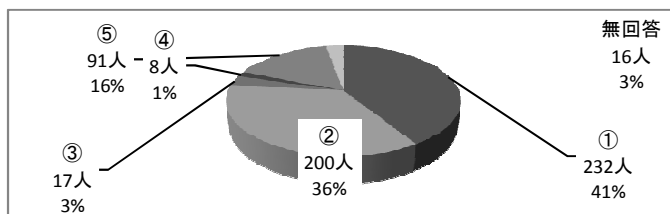
問6 法人の税額は?
 法人(企業)の森林環境税の額をどのように感じますか?
 ①高い ②妥当な額である ③低い



問7 森林環境税事業を知っていた。
 森林環境税を活用した事業をご存じでしたか?
 ①よく知っていた ②だいたい知っていた
 ③ほとんど知らなかった ④まったく知らなかった



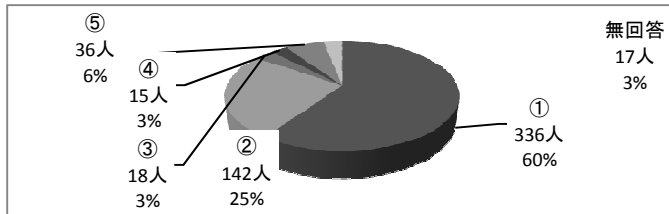
問8 森林環境税評価
 森林環境税を活用したこれまでの事業について、全体としての評価をどのようにお考えですか?
 ①大いに賛成 ②どちらかと言えば賛成 ③どちらかと言えば反対
 ④反対 ⑤わからない



問9 森林環境税の継続

森林環境税は、平成23年3月末で制度の期限が切れますが、平成23年4月以降の森林環境税の継続について、どのようにお考えですか？

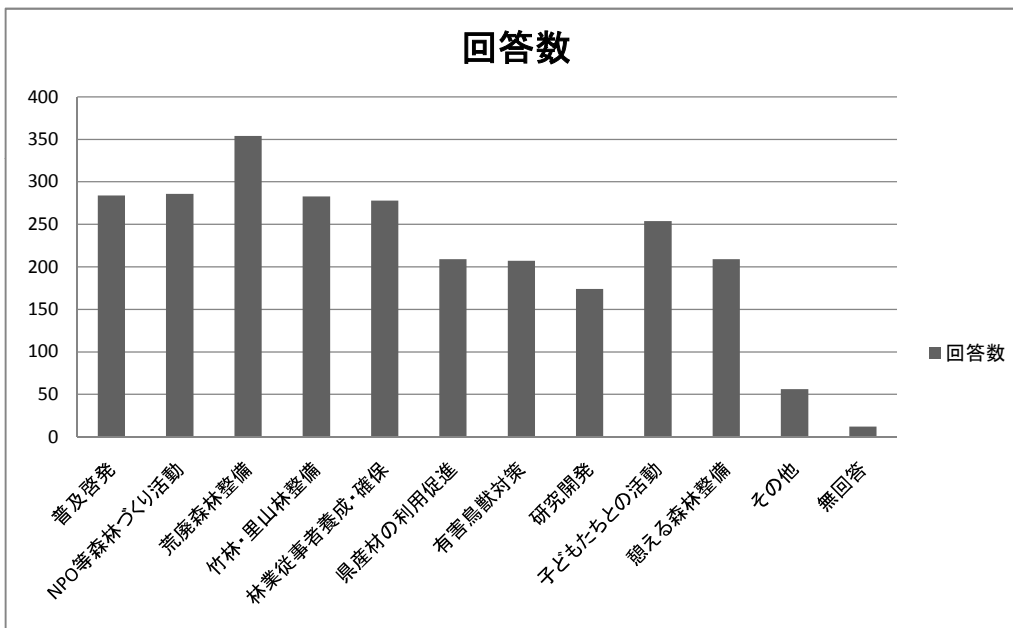
- ①大いに賛成 ②どちらかと言えば賛成 ③どちらかと言えば反対
④ 反対 ⑤わからない



問10 重点を置くべき事業

森林環境税の用途について、どのような取り組みに重点を置くべきだと思いますか？と思われるものすべての番号を括弧に記入してください。

- ①県民への普及啓発②森林ボランティア・NPO等による森林づくり活動③荒廃森林（間伐放置林、再造林未済地）の整備④竹林・里山林の整備⑤林業従事者の養成・確保⑥県産材の利用促進⑦有害鳥獣対策⑧育林技術、木材利用等に関する研究開発⑨子どもたちと森林のつながりを深める活動⑩県民が憩える森林の整備⑪その他



森林環境税に関するアンケート結果

(調査目的)

森林環境税について意見を聴取し、今後の施策の参考とする。

(調査概要)

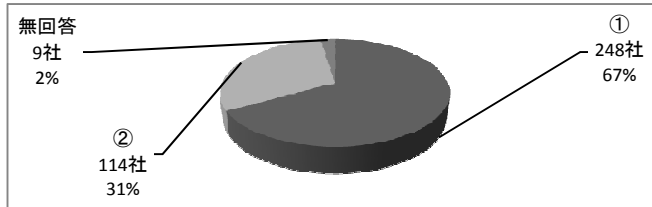
- ①調査対象：大分商工会議所に関する法人（7,906社）
- ②調査方法：無作為に選出した1,000社へアンケート用紙を送付し、郵送等で回収
- ③調査時期：平成21年12月
- ④回答社数：371社（回収率37%）

調査対象：法人

大分県農林水産部森との共生推進室

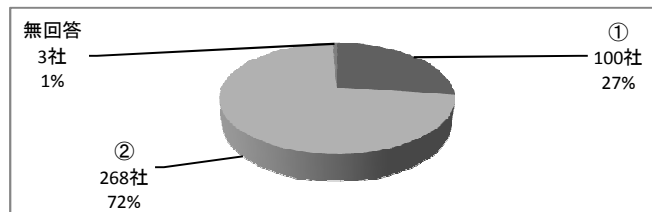
問1 森林の荒廃の現状を知っていた。

大分県内の森林の一部では、間伐などの手入れが不足し、森林の水源かん養、土砂の流出や崩壊防止などの公益的機能の低下を招いています。こうした森林の現状をご存じでしたか？
①知っていた ②知らなかった



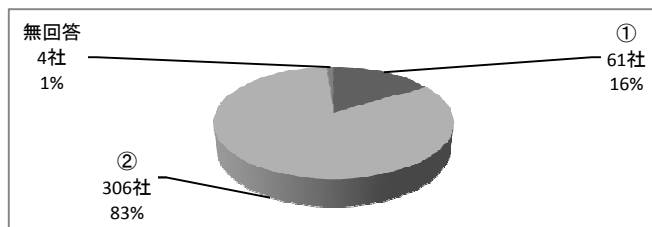
問2 森林環境税の導入を知っていた。

大分県では、「県民の理解と協力のもと、森林環境を保全し、すべての県民が森林を守り育てる意識を醸成するために」平成18年度から森林環境税を導入していることをご存じでしたか？
①知っていた ②知らなかった



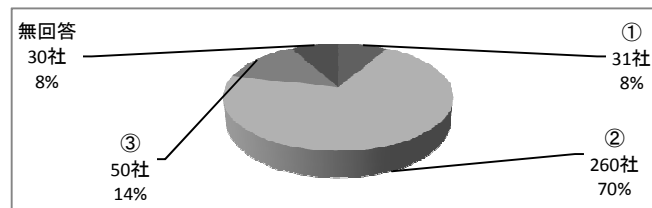
問3 個人税額500円/年を知っていた。

個人が年間500円の森林環境税を納めていただいていることをご存じでしたか？
①知っていた ②知らなかった



問4 個人の税額は？

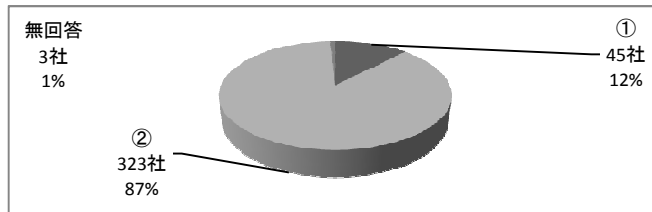
個人の森林環境税の額をどのように感じますか？
①高い ②妥当な額である ③低い



問5 法人の税額を知っていた。

法人（企業）がその資本規模に応じて年間1,000円～40,000円の森林環境税を納めていただいていることをご存じでしたか？

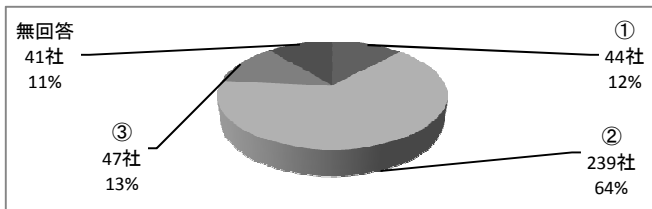
- ①知っていた ②知らなかった



問6 法人の税額は？

法人（企業）の森林環境税の額をどのように感じますか？

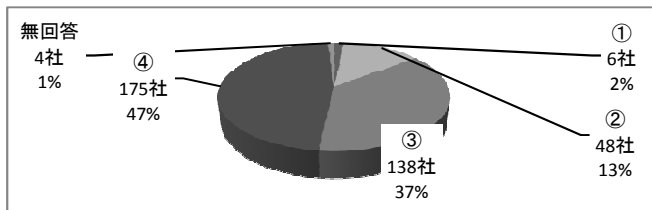
- ①高い ②妥当な額である ③低い



問7 森林環境税事業を知っていた。

森林環境税を活用した事業をご存じでしたか？

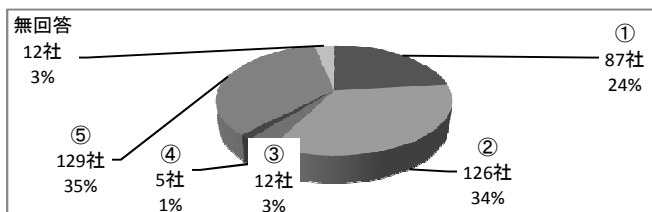
- ①よく知っていた ②だいたい知っていた
③ほとんど知らなかった ④まったく知らなかった



問8 森林環境税評価

森林環境税を活用したこれまでの事業について、全体としての評価をどのようにお考えですか？

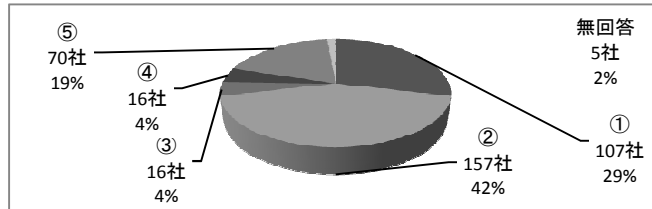
- ①大いに賛成 ②どちらかと言えば賛成 ③どちらかと言えば反対
④反対 ⑤わからない



問9 森林環境税の継続

森林環境税は、平成23年3月末で制度の期限が切れますが、平成23年4月以降の森林環境税の継続について、どのようにお考えですか？

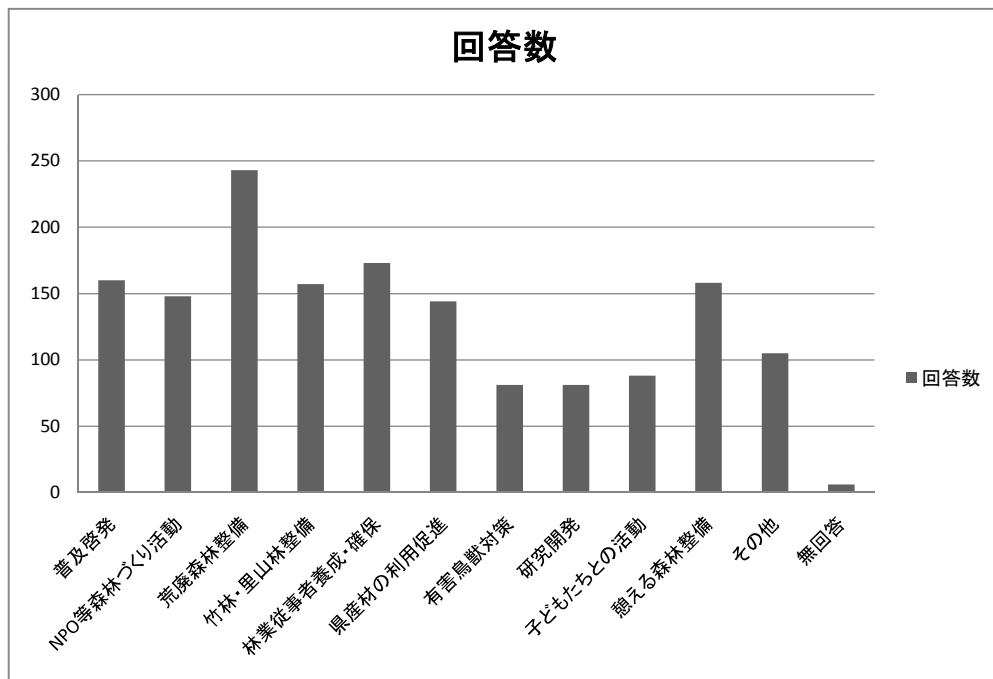
- ①大いに賛成 ②どちらかと言えば賛成 ③どちらかと言えば反対
④ 反対 ⑤わからない



問10 重点を置くべき事業

森林環境税の用途について、どのような取り組みに重点を置くべきだと思いますか？と思われるものすべての番号を括弧に記入してください。

- ①県民への普及啓発②森林ボランティア・NPO等による森林づくり活動③荒廃森林（間伐放置林、再造林未済地）の整備④竹林・里山林の整備⑤林業従事者の養成・確保⑥県産材の利用促進⑦有害鳥獣対策⑧育林技術、木材利用等に関する研究開発⑨子どもたちと森林のつながりを深める活動⑩県民が憩える森林の整備⑪その他



○森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例

(平成十七年三月三十一日、大分県条例第十二号)

(趣旨)

第一条 この条例は、現在及び将来の県民が享受する県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十八年度から平成二十二年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十六条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十三条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例(平成十七年大分県条例第十二号)第三条第一項」とする。

(平二〇条例二六・一部改正)

(基金への積立て)

第四条 知事は、この条例の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、森林環境の保全のための基金に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

○大分県森林環境保全基金条例

(平成十八年三月三十日、大分県条例第二十六号)

(設置)

第一条 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例(平成十七年大分県条例第十二号。以下「森林環境税条例」という。)第一条に規定する森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策を推進するため、大分県森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、森林環境税条例第四条の規定により基金に積み立てる額として一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(基金の管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

大分県森林づくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分県森林環境保全基金条例（平成18年大分県条例第48号）第1条に規定する森林環境保全基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るため、大分県森林づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基金を活用した施策に関する事
- (2) 基金を活用した県民提案事業の審査に関する事
- (3) 基金を活用した事業の成果の検証に関する事
- (4) 新たな森林づくり行動計画に関する事
- (5) 森林環境税の検証、制度の見直しに関する事
- (6) その他基金の運用に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議等のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部森との共生推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

大分県^も森林^りづくり委員会委員名簿

(50音順)

(平成22年7月1日)

所属機関	氏名
NPO法人 水辺に遊ぶ会 代表	あしかが ゆきこ 足利 由紀子
祖峰女性林研グループ会長	あだち ゆみこ 安達 由美子
大分県建築士会女性部会長	あなん はるみ 阿南 春美
大分県みどりの少年団育成連絡協議会 会長	いずみ かずのり 泉 一徳
大分大学 工学部長	○ いのうえ まさふみ 井上 正文
大分県商工会議所女性会連合会 会長	いまがわ あつこ 今川 敦子
生活協同組合 コープおおいた 顧問	うりゆうだ はるみ 瓜生 田はるみ
池見林産工業(株) 専務取締役	くつわ こういち 久津輪 光一
由布院温泉観光協会 会長	くわの いずみ 桑野 和泉
直川林研グループ会長	ごとう じゅうや 後藤 重也
大分銀行監査役	ごとう とみちろう 後藤 富一郎
森林インストラクター	ざいつ ただゆき 財津 忠幸
前大分県森林組合連合会 代表理事専務	さとう としお 佐藤 敏夫
九州大学大学院教授	◎ さとう のりこ 佐藤 宣子
NPO法人 大分環境カウンセラー協会 理事	すまた ひろのぶ 須股 博信
大成住建株式会社 常務取締役	よこやま たいち 横山 太一
豊の浜塾生	わたなべ ひでとし 渡邊 英敏

備考：◎委員長、○副委員長

(計17人)

大分県森林づくり委員会開催状況

開催回	開催日	内 容
第 1 回	平成22年 4月23日	税創設の経緯 税収状況 使途事業の状況
第 2 回	平成22年 6月18日	検証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制 ・ 事業の方向性 ・ 実績
現地視察	平成22年 7月 2日	森林の実態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 視察地（大分市、佐伯市）
第 3 回	平成22年 7月16日	今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き取り組む課題 ・ 新たな課題 方向性
第 4 回	平成22年 8月17日	報告書（案）の検討